様式第１号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

大田市長　　宛

住　　　所

申請者　　氏　　　名

電話番号

補助金等交付申請書

　大田市省エネ家電買換支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 買換えする対象家電 | □ | エアコン | □ | 電気冷蔵庫・電気冷凍庫 |
| 【メーカー名】【製品名・型式】 |
| 設置場所 |  |
| 設置予定年月日 | 令和　７　年　　　　月　　　　日 |
| 省エネ基準達成率 | 　　　　　　　　　　％ |
| 補助対象経費 | 合　　計 | （裏面チェックシート⑦の金額）　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 内　　訳 | 本体購入金額 | （裏面チェックシート①の金額）円 | 設置費用等 | （裏面チェックシート（②+③-⑤）の金額）円 |
| 補助金交付申請額 | （裏面チェックシート⑰の金額）円　　　　　　　 |
| 住民税非課税世帯の該当 | □ | 非課税世帯である | □ | 非課税世帯ではない |
| 個人情報に係る承諾 | □ | 本交付の決定に当たって、必要な範囲で、税務情報等の公簿等について関係部署に確認することを承諾します。 |
| 添付書類 | 1見積明細書2買い換える製品の仕様が確認できるカタログ等の写し3買い換え前の家電の設置状況が確認できる写真4その他市長が認める書類 |

（注意事項）　同一世帯に、既に補助金の交付を受けた者がいる場合は、申請できません

大田市省エネ家電買換支援事業補助金チェックシート

１　申請者について

全てに☑が入らないと補助金の交付を受けることができません。

□ 申請時点において、大田市内に居住し、大田市の住民基本台帳に登録されている。

□ 申請時点において、市民税、固定資産税及び軽自動車税並びに国民健康保険料等に滞納がない。

２　省エネ家電の設置について

全てに☑が入らないと補助金の交付を受けることができません。

□ 省エネ家電は、既存の電化製品の買換えである。

□ 省エネ家電は、市内に所在する店舗で購入するものである。

□ 申請者が省エネ家電の設置に要する費用を全額支払うものである。

□ 省エネ家電は、自ら居住する市内の住宅に設置し、使用するものである。

（店舗兼併用住宅については、居住部分に設置し、使用するものである）

３　補助金の額の計算方法

(1) 補助対象経費の額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本体金額 | ① | 円 |  |
| 設置工事代金 | ② | 円 |  |
| 設置に係る運搬料 | ③ | 円 |  |
| リサイクル料金 | ④ | 円 | ※対象外 |
| 値引き・ポイント利用 | ⑤ | 円 | 控除 |
| 消費税 | ⑥ | 円 | ※対象外 |
| 補助対象経費（①+②+③-⑤） | ⑦ | 円 |  |

(2) 補助率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住民税非課税世帯に該当しない | ⑧ | １／３ |
| 住民税非課税世帯に該当する | ⑨ | １／２ |

(3) 省エネ基準達成率

|  |  |
| --- | --- |
| 統一省エネラベルに表示された達成率 | ％ |

（４） 補助金上限額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住民税非課税世帯に該当しない | １００％以上 | ⑩ | 40,000円 |
| １００％未満 | ⑪ | 10,000円 |
| 住民税非課税世帯に該当する | １００％以上 | ⑫ | 60,000円 |
| １００％未満 | ⑬ | 15,000円 |

(5) 補助金額の計算

⑦（　　　　　　　　　円）×⑧又は⑨の率（　　　　　） ＝⑭　　　　　　　　　　円

⑭の額の千円未満の額を切り捨てた額 ＝⑮　　　　　　　　　　円

住民税課税区分と省エネ基準達成率に応じた上限額（⑩、⑪、⑫、⑬） ＝⑯　　　　　　　　　　円

⑮の額と⑯の額のいずれか小さい方の額 ＝⑰　　　　　　　　　　円

5　書類郵送先

　　〒694-0064　大田市大田町大田ロ1111　大田市役所　環境生活部環境政策課　省エネ家電補助事業担当